

請　願　文　書　表

|               |   |
|---------------|---|
| 受理年月日<br>及び番号 | 令和4年11月4日<br>第43号                           |
| 件　名           | 小・中学校の学校給食費を無償化することを求める<br>請願               |
| 請　願　者         | 文京区本駒込五丁目15番12号<br>新日本婦人の会文京支部<br>支部長 小竹 紘子 |
| 紹介議員          | たかはま なおき 沢田 けいじ<br>金子 てるよし 上田 ゆきこ           |
| 請願の要旨         | 次頁のとおり                                      |
| 付託委員会         | 文教委員会                                       |

## 請願理由

憲法第26条は「義務教育は、これを無償とする」と定めています。ところが、実際に無償化されているのは授業料と教科書代に限られており、義務教育期の子どもがいる家庭の経済的負担は大きいものがあります。重い負担となっているものの1つが、学校給食費です。学校給食は教育の一環であるとともに、子どもの健全な発達を支えるうえで重要な役割を果たしています。

子どもたちは、みんなと一緒に食べる学校給食を楽しみにしています。本来学校給食は教育の一環として位置付けられなければなりません。家庭の経済状況にかかわらず、安心して食事が出来ることは、子どもの情緒安定にとっても大切なことです。どの子にも温かい食事を保障しているのが学校給食です。未来をになう子どもたちの健やかな成長・発達をはぐくむ学校給食の整備充実は何よりも優先して行わなければなりません。学校給食の無償化は「義務教育は無償」という憲法26条の原則からも、子どもたちの健やかな成長を保障するうえでも、子どもの貧困予防対策としても大きな意義があります。

すべての子どもたちの発達を保障する学校給食が実施でき、無償化できるように請願します。

## 請願事項

- 1 文京区として小中学校給食費の保護者負担を無償化してください。
- 2 小中学校給食費を無償化するための財政措置を、国に求めてください。